福島市学校運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」 という。)第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、福島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民が積極的に学校運営に参画し、地域人材及び地域資源を活用した教育活動を学校と地域が連携協力して進めることにより、地域とともにある学校づくりに取り組むものとする。

(設置)

- 第3条 教育委員会は、福島市立学校条例(昭和39年条例第48号)に規定する学校のうち、指定した学校(以下「指定学校」という。)に協議会を設置するものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。
- 2 教育委員会は、地域及び学校の実態を踏まえ、保護者及び地域住民の意向を十分に考慮し指定校を決定し、当該学校に対して通知するものとする。

(組織及び任命)

- 第4条 協議会は委員15人(2以上の学校について一の協議会を設置する場合にあたっては20人) 以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 指定学校の校長
 - (4) 指定学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 3 委員のうち前項第4号に該当する者のうちから任命される委員にあっては当該指定学校の校長の、 同項第一号及び第二号に該当する者のうちから任命される委員にあってはPTAその他の地域団体 の長の推薦を尊重して任命するものとする。ただし、教育委員会が当該推薦のあった者以外の者を 委員に任命することを妨げない。
- 4 委員が欠けた場合は、教育委員会は、新たな委員を任命することができる。
- 5 指定学校の協議会に会長及び副会長を置く。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は会長となることができない。
- 6 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

- 7 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(解任等)

- 第6条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。
 - (1) 委員から辞任の申出があった場合
 - (2) 委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合
 - (3) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合
- 2 会長は、相当の理由がある場合は、協議会の承認を得て辞任することができる。

(委員の服務原則)

- 第7条 委員は、その地位を不当に利用する等その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会長は、会議の議事録を作成し、保管しなければならない。

(議事)

第9条 会議に付すべき議事は、校長又は会長が提出する。

(部会)

- 第10条 協議会は、必要と認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき職員は、委員のうちからその都度会長が指名する。
- 3 協議会は、その議決により、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(協議会の権限)

- 第11条 指定学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により、次に掲げる事項に関する基本的な 方針について、協議会の承認を得るものとする。
 - (1) 教育目標及び学校運営方針に関すること
 - (2) 教育課程の編成に関すること
 - (3) 施設の管理及び整備に関すること
 - (4) その他校長が必要と認めるもの
- 2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
- 3 協議会は、指定学校の学校運営に関する報告を受けた場合には、校長又は教育委員会に意見を述べ

ることができる。

4 協議会は、指定学校の教職員の採用その他の任用について、教育委員会を経由して福島県教育委員会に意見を具申することができる。

(運営に関する評価及び情報提供)

- 第12条 協議会は、学校運営の状況について毎年度1回以上評価し、その結果を公表するものとする。
- 2 協議会は、保護者及び地域住民に対して、前項の規定による評価の結果以外のものについても指定学校の教育活動に資すると認められる事項についてその情報を提供するよう努めるものとする。

(会議の公開)

- 第13条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開とする。
 - (1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議するとき。
 - (2) その他特別の事情により、協議が必要と認められたとき。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

- 第 14 条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を 行うことができる。
- 2 協議会に対する指導及び助言を適切に行うため、教育委員会内に推進委員会をおくことができる。
- 3 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取り消し)

- 第15条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校の指定を取り消すことができる。
 - (1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。
 - (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められるとき。
 - (3) その他学校運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。